

【ポスター発表】

地方自治体における障害当事者の意見把握と施策との繋がり

○ 関西福祉大学 萬代 由希子 (6221)

キーワード：障害当事者、施策、意見把握

1. 研究目的

「私たち抜きに私たちのことを決めないで (Nothing about us without us)」を合言葉に、障害者権利条約が 2006 年に国連総会において採択された。我が国では例えば障害者計画・障害福祉計画の策定において、障害者の意見を聴かなければならないと規定されており、施策において障害者の意見反映が求められている。そして、障害当事者の意見を行政に伝える方法の一つとして、障害当事者運動による行政への要望がある。

しかしながら地方においては、障害当事者運動が以前のような隆盛をみせず衰退してきている傾向にある。そのような中で、地方自治体は障害当事者の意見を把握し、施策に反映することはできているのだろうか。先行研究では、例えば遠藤 (2010) の研究があるが、十分な積み重ねがまだなされていない状況がある。

そこで本研究では、地方自治体が、日頃より障害当事者の意見をどのような方法で把握しているかを明らかとし、その把握した意見と施策との繋がりについて考察することを目的とする。特に、障害当事者の意見を施策に反映する仕組みづくりについて考察したい。

2. 研究の視点および方法

研究方法は、インタビュー調査とした。調査期間は、2017 年 12 月の 1 日間で 2 時間程度である。調査対象者は、地方自治体の障害福祉課職員 4 名であり、インタビューガイドを用いた半構造化面接を行った。インタビュー項目は、「障害当事者の意見は、どのように把握していますか?」、「障害当事者の意見を把握するために、どのようなことを留意・工夫していますか?」、「障害当事者の意見を把握するために、障害福祉課内でどのような連携をされていますか?」、「障害当事者の意見把握について、どのような課題がありますか?」等、主に 8 点である。インタビューデータは KJ 法にて整理・分析を行った。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を厳守して研究を行った。インタビューの対象となる地方自治体の職員に対し本調査の趣旨について書面を用いながら説明し、調査協力への承諾を書面にて得た。また、本調査への協力は任意とし、辞退によっても何ら不利益も生じないこと等を書面で説明した。なお、本調査は 2017 年 10 月 18 日に開催された関西福祉大

学研究倫理審査会の審査・承認を得て実施した。

4. 研究結果

インタビュー調査から、主に次の4点の結果が得られた。

第一に、障害当事者の意見を日頃よりどのような方法で把握しているかについては、「本人が窓口で相談に来た時」、「障害者手帳の申請時」、「障害支援区分の認定調査の時」、「相談支援事業者が作成する文書」、「障害者計画・障害福祉計画に関するアンケートによる実態意向調査」、「障害者計画・障害福祉計画策定段階のパブリックコメント」、「自立支援協議会」、「基幹相談支援センター・相談支援事業者からの情報収集」、「市が助成している大学事業における調査研究活動」、「障害当事者団体からの要望」、「市議会議員を通じての障害当事者の要望」、「会派における障害当事者の意見交換会の方法」があった。

第二に、障害当事者の意見を把握するための留意・工夫としては、「障害当事者が意見を言いやすいような環境整備」、「基幹相談支援センターの設置」、「障害当事者の希望が叶わない場合、それでもできる方法を考えるという職員の心がまえ」、「障害当事者の意見の背景を考える」、「障害当事者が自分の状態や気持ちを整理できるような関わりをする」、「障害当事者の話を聞く姿勢の心がけ」があった。

第三に、障害当事者の意見を把握するための課内連携においては、「複数の職員で障害当事者の話を同時に聞く」、「課内の文書による情報共有」があった。

第四に、障害当事者の意見把握の課題としては、「障害当事者団体の要望を行政として公平に対応する困難性」、「障害当事者の意見を客観的に評価する職員の能力」、「職員の人材育成」、「障害当事者の意見が、本当に本人の声なのかどうかの見極め」があった。

5. 考察

調査の結果から、地方自治体は障害当事者の意見について多種多様な方法により把握はしているが、主体性に乏しい状況が見受けられた。そして、障害当事者団体の意見を公平に捉える難しさ、つまり障害当事者団体に所属していない大多数の障害当事者の意見把握についての困難さ、障害当事者の意見を客観的に評価する職員の能力等の課題が明らかとなった。したがって、障害当事者運動が衰退しているからこそ地方自治体が障害当事者個人の意見を把握し、例えば障害当事者の意見がデマンド（要望）であればニーズ（客観的に必要な支援）に変えて、反映するための仕組みを創っていくことが必要であると考えられる。その仕組みには地方自治体だけではなく、福祉専門職、学識経験者等が参画し、協働していく取り組みが必要ではないだろうか。

■参考文献

・遠藤美貴（2010）「政策立案への知的障害当事者参加・参画に関する研究－障害者計画／障害福祉計画に関する全国調査に基づいて－」『立教女学院短期大学紀要』42, p73-81.